

「パートナーシップ構築宣言」

～サプライチェーン全体の付加価値向上、取引適正化に向けて～

○パートナーシップ構築宣言とは？

地域や企業規模に関わらず、取引先との共存共栄関係を築くために、企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する取り組みです。

○宣言によるメリットは？

- ☑多くの企業が宣言することで、「取引適正化」が進みます。
- ☑企業理念やビジョンを言語化することで、行動変容につながります。
- ☑国や道の補助金や融資の一部で優遇措置が受けられます。

・北海道の優遇措置

1. 低利な道制度融資の対象
2. 補助金審査で加点措置
3. プロポーザル方式による契約における加点措置（経済部）
4. 官公需における優先発注

・国の優遇措置

1. 賃上げ促進税制などの要件・優遇措置
2. 補助金審査で加点・優遇措置
3. 日本政策金融公庫の融資対象
4. 名刺などにロゴマークを使用、取組をPRできる
5. パートナーシップ構築宣言ポータルサイトでの公表

「パートナーシップ構築宣言」
ポータルサイト



○よくある質問

- Q.費用は？ → A.完全無料！
- Q.時間がない → A.テンプレートを使えば10分で完了！
- Q.義務や強制は？ → A.宣言は自発的、ペナルティなし！

○登録相談窓口 受付時間：月～金曜日（祝祭日等を除く） 9:00～17:00

- ・北海道経済産業局産業部中小企業課取引適正化推進室 011-700-2251（直通）
- ・北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係 011-204-5331（直通）



広げよう！

パートナーシップ構築宣言

パートナーシップ構築宣言に係る北海道の取組

北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係 011-204-5331

北海道HP「広げよう！パートナーシップ構築宣言の普及」

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/237820.html>



「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukiyun.html>)

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- （公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト

(<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



＜ロゴマークに込められた思い＞
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の提出・掲載について

- （公財）全国中小企業振興機関協会
03-6228-3802
提出先URL：<https://www.biz-partnership.jp>

「宣言」の内容について

- 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局
● 中小企業庁取引課 03-3501-1511

